

令和８年度 世田谷区立小・中学校給食室改修工事に伴う弁当提供事業者（登録事業者）
の募集要項

１．業務の概要

（１）件名

区立小・中学校の給食室改修工事期間中の弁当提供及び弁当提供にかかる業務

（２）募集目的

令和８年度の世田谷区立小・中学校の給食室改修工事に伴い、自校調理による給食提供ができなくなる期間について、弁当提供を希望する学校に対して弁当提供事業者（登録事業者）を案内することを目的とします。

（３）募集内容

令和８年９月～令和９年３月（７か月間）に予定している区立小・中学校の給食室改修工事期間中に希望する児童・生徒及び教職員に対して、弁当を提供することができる登録事業者を募集します。対象校は以下のとおりです。

学校名	所在地	児童・生徒数	施設情報
東玉川小学校	世田谷区奥沢１－１－１	約３７０名	３階建て、ＥＶなし、敷地内駐車可

２．登録方法

（１）登録期間

登録決定後から令和９年３月３１日まで

（２）登録資格

- ①上記対象校へ、各学校が指定する時間帯及び場所（１箇所または複数箇所）へ弁当が納品できること。
- ②弁当の注文については、希望する保護者がパソコンやスマートフォンから貴社のWebサイトを通じて直接注文ができること（事前登録手続きは、貴社の方法による）。
- ③代金の支払いについて、保護者がクレジットカード決済や貴社の指定口座への振り込みなどで直接支払いができること（ただし、現金払いは除きます）。
- ④学校等からの事前の説明や試食会実施の相談に応じることができること。
- ⑤注文方法や代金支払い方法など、保護者からの問い合わせに対応できること（問い合わせの方法は、貴社の方法による）。

（３）登録申請方法

- ①所定の登録申請書に必要事項を記載の上、下記のとおり提出してください。

提出期限：令和７年１１月２８日（金）

提出方法：持参又は郵送による。

提出先：〒１５４－８５０４ 東京都世田谷区世田谷４－２１－２７

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係

（世田谷区役所西棟１階１０３番窓口）

電話：０３－５４３２－２６９６

(4) 登録資格確認・決定

登録申請書の提出を受けて、随時区が登録資格を確認し、登録可否について決定後、事業者へ通知します。

3. その他の留意事項について

- (1) この手続きは「登録」であり、学校からの弁当注文を約束するものではありません。
- (2) 必要に応じて注文実績の報告にご協力をお願いする場合があります。
- (3) 令和9年度の登録に向けた募集は、令和8年度に実施する予定です。(原則、年度単位)